

令和6年度市町村庁舎等の受動喫煙防止対策実施状況調査結果

健康づくり推進課

1 調査の目的

市町村庁舎等における受動喫煙防止対策に係る取組状況等について把握し、今後の受動喫煙防止対策の参考とすると共に、各市町村の取組について情報共有し、公共施設の受動喫煙防止対策の促進につなげる。

2 調査基準年月日

令和6年5月1日

3 調査対象施設

各市町村が管理する全ての公共施設（指定管理施設も含む。） 計 3,565施設

- ① 本庁舎、支所・事務所等（143施設） ② 議事堂等（25施設）
- ③ 教育機関（301施設） ④ 社会福祉施設（353施設） ⑤ 介護老人保健施設（2施設）
- ⑥ 医療機関（42施設） ⑦ 文化施設（580施設） ⑧ 運動施設（446施設）
- ⑨ 観光施設等（232施設） ⑩ 消防機関（77施設） ⑪ その他の施設（767施設）
- ⑫ 屋外（597施設）

4 調査事項

- （1）市町村庁舎等の受動喫煙防止に向けた行動計画・指針等の策定状況
- （2）市町村庁舎等の受動喫煙防止対策状況
- （3）市町村庁舎等で受動喫煙防止対策を講じていない理由

5 調査結果の概要

- ・市町村本庁舎において「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」を実施している市町村は、21市町村（84.0%）であった。
- ・各施設の受動喫煙防止対策については、「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」が2,367施設（66.4%）と最も多く、次いで、「屋内禁煙（屋外に喫煙場所を定めない等）」が666施設（18.7%）、「屋内禁煙（屋外に喫煙場所を設置）」が499施設（14.0%）の順となっている。
- ・観光施設等で「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」の実施率が低く、道の駅、入浴施設等が45.3%、宿泊施設が26.2%であった。

6 調査結果

別紙のとおり

令和6年度市町村庁舎等の受動喫煙防止対策実施状況調査結果

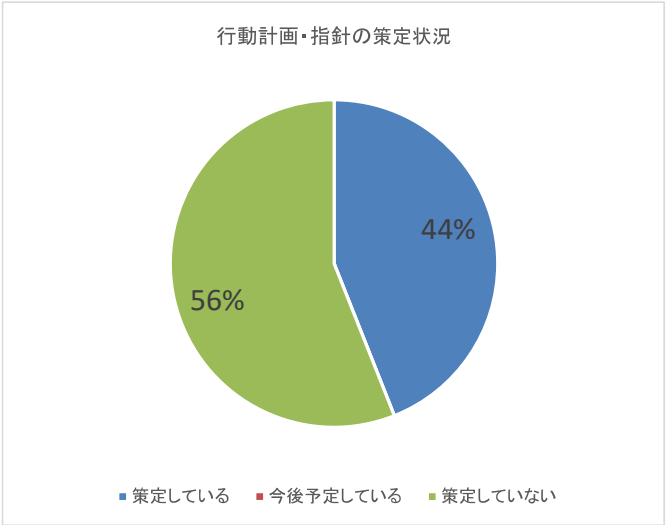
1 市町村庁舎等の受動喫煙防止に向けた行動計画・指針等の策定状況

	市町村数	割合(%)
策定している	11	44.0
今後予定している	0	0.0
策定していない	14	56.0
合計	25	100.0

○策定時期

	市町村数	割合(%)
平成26年度	1	9.1
平成28年度	1	9.1
平成30年度	5	45.5
令和元年度	4	36.4
合計	11	100.1

・受動喫煙防止対策に関する行動計画・指針等の策定を行っているのは、11市町村(44.0%)となっている。



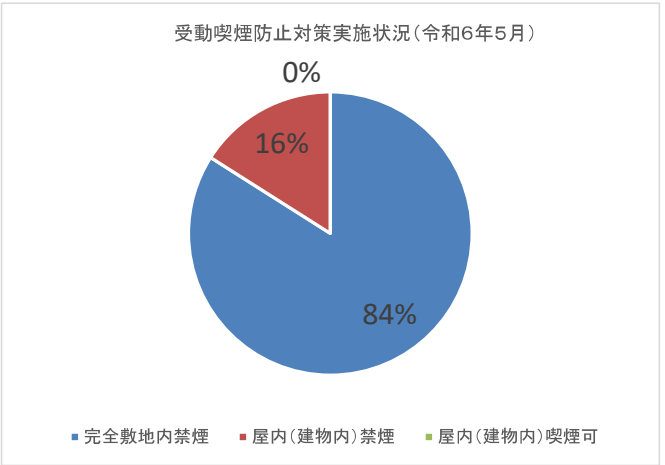
2 市町村本庁舎の受動喫煙防止対策実施状況(令和6年5月)

	市町村数	割合(%)
完全敷地内禁煙	21	84.0
屋内(建物内)禁煙	4	16.0
屋内(建物内)喫煙可	0	0.0
合計	25	100.0

○屋内(建物内)禁煙施設の措置状況

	市町村数	割合(%)
屋外に喫煙場所設置	4	100.0
上記以外 屋外に喫煙場所の指定なし等	0	0.0
合計	4	100.0

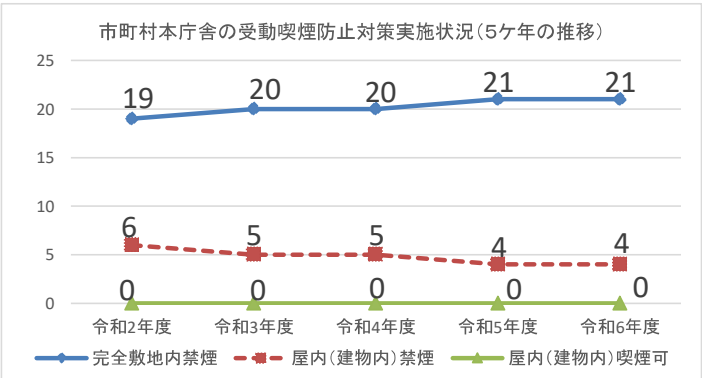
・本庁舎で敷地内禁煙を実施している市町村は、21市町村(84.0%)となっている。屋内禁煙としている4市町村のすべてで屋外に喫煙場所を設置している。



3 市町村本庁舎の受動喫煙防止対策実施状況(5ケ年の推移)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
完全敷地内禁煙	19	76.0	20	80.0	20	80.0	21	84.0	21	84.0
屋内(建物内)禁煙	6	24.0	5	20.0	5	20.0	4	16.0	4	16.0
屋内(建物内)喫煙可	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0

・令和元年7月に改正健康増進法及び県条例が施行されて以降、増加傾向だったが、近年は現状維持の状況。



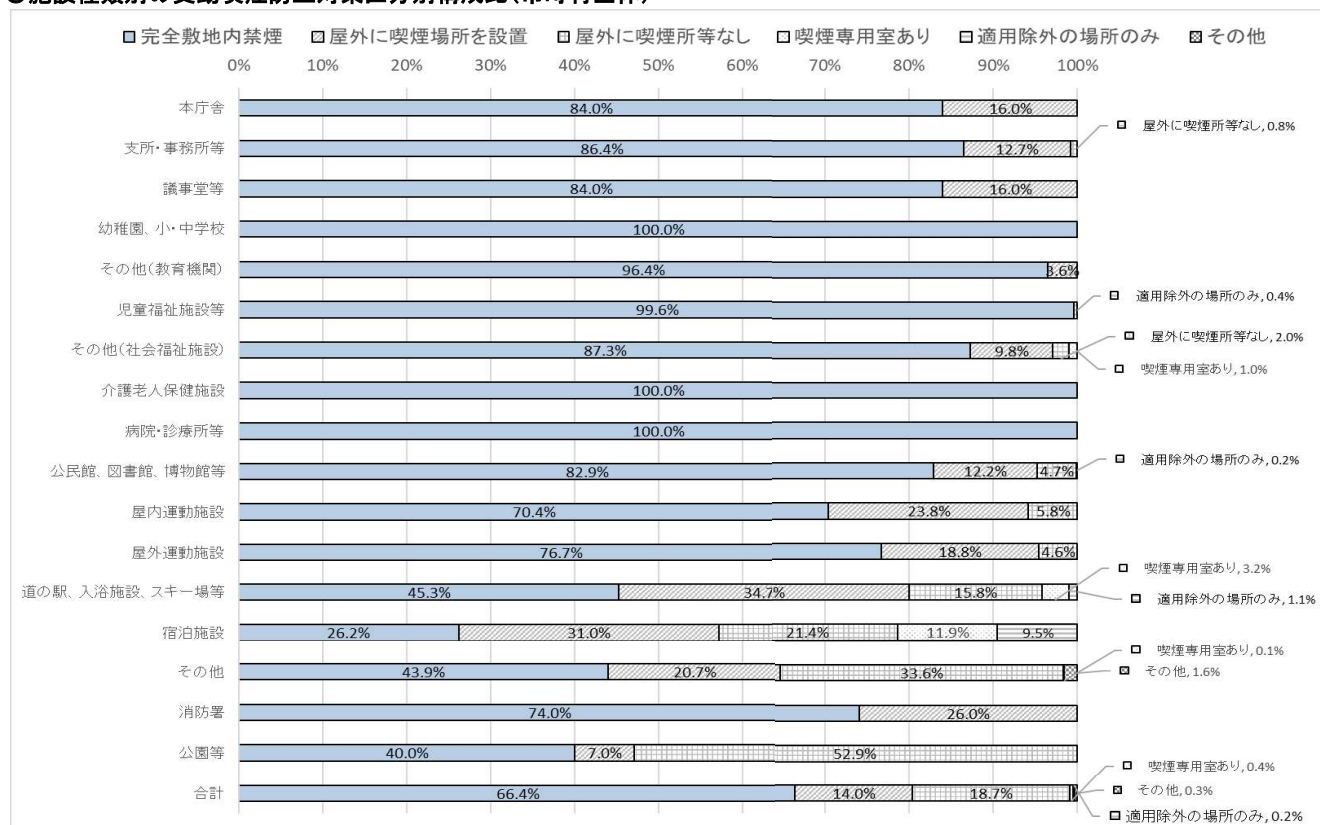
4 施設種類別の受動喫煙防止対策実施状況(市町村全体)

- ・「完全敷地内禁煙」を実施している施設が2,367施設(66.4%)と最も多い。
- ・「屋内喫煙可」としている施設は、33施設(0.9%)となっている。
- ・観光施設等で「完全敷地内禁煙」の実施率が低く、「道の駅、入浴施設等」が45.3%、宿泊施設が26.2%である。

○施設種類別の受動喫煙防止対策実施状況(市町村全体)

施設区分	施設の種類	全施設数	完全敷地内禁煙	屋内(建物内)禁煙			屋内(建物内)喫煙可			
				屋外に喫煙場所を設置	屋外に喫煙所等は定めていない	小計	法の基準を満たす喫煙専用室を設置	適用除外の場所のみ喫煙可能	その他	小計
行政機関の庁舎	本庁舎	25	21	4	0	4	0	0	0	0
	支所・事務所等	118	102	15	1	16	0	0	0	0
議会	議事堂等	25	21	4	0	4	0	0	0	0
教育機関	幼稚園	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	小学校	172	172	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	98	98	0	0	0	0	0	0	0
	その他	28	27	1	0	1	0	0	0	0
社会福祉施設	児童福祉施設等	251	250	0	0	0	0	1	0	1
	その他	102	89	10	2	12	1	0	0	1
介護老人保健施設	介護老人保健施設	2	2	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	病院・診療所等	42	42	0	0	0	0	0	0	0
社会教育施設(文化施設)	公民館、図書館、博物館等	580	481	71	27	98	0	1	0	1
社会教育施設(運動施設)	屋内運動施設	206	145	49	12	61	0	0	0	0
	屋外運動施設	240	184	45	11	56	0	0	0	0
観光施設等	道の駅、入浴施設、スキー場等	190	86	66	30	96	6	2	0	8
	宿泊施設	42	11	13	9	22	5	4	0	9
その他	その他	767	337	159	258	417	1	0	12	13
消防機関	消防署	77	57	20	0	20	0	0	0	0
屋外	公園 (上記の敷地内にある等、上記施設に付帯している公園を除く。)	597	239	42	316	358				0
合 計		3565	2367	499	666	1165	13	8	12	33
割 合			66.4%	14.0%	18.7%	32.7%	0.4%	0.2%	0.3%	0.9%

○施設種類別の受動喫煙防止対策区分別構成比(市町村全体)



5 市町村庁舎で「敷地内全面禁煙」に取り組むことができない理由(自由記載)

周辺敷地外の喫煙による来庁者等への受動喫煙を防止するため。

施設利用者の利便性を考慮する必要があると判断したため。

周辺に喫煙場所がないため、想定外の場所での喫煙が懸念されること。また本庁舎においては喫煙者が全体の2割ほどおり、禁煙への意識が依然として低いこと。また、議員の喫煙者もいること。

葉たばこ生産者及び喫煙者への配慮も必要と考えている。また、喫煙場所を廃止することにより、喫煙禁止場所での喫煙も懸念されるため。(庁舎敷地内に駐車した車内等)

今年度、喫煙場所を撤去予定。

(注:用語の説明)

- ・完全敷地内禁煙……建物を含む敷地内に喫煙できる場所はない、敷地内での喫煙を禁止している
- ・屋内(建物内)禁煙……建物内に喫煙できる場所はない
- ・屋内(建物内)喫煙可……喫煙場所以外は屋内全面禁煙等

市町村別庁舎等の受動喫煙防止対策状況

令和6年5月時点

市町村	本庁舎		支所・事務所等			議会堂（棟）	
	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置	③屋外喫煙可能	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置
秋田市	○		14	2		○	
能代市	○		2			○	
横手市		○	1	11			○
大館市	○		5			○	
男鹿市	○		8			○	
湯沢市	○		5		1	○	
鹿角市	○		5			○	
由利本荘市	○		21			○	
潟上市	○		4			○	
大仙市	○		11			○	
北秋田市	○		12			○	
にかほ市	○		3			○	
仙北市	○		6			○	
小坂町	○		2			○	
上小阿仁村	○					○	
藤里町		○					○
三種町		○		2			○
八峰町		○					○
五城目町	○					○	
八郎潟町	○		1			○	
井川町	○					○	
大潟村	○					○	
美郷町	○		2			○	
羽後町	○					○	
東成瀬村	○					○	